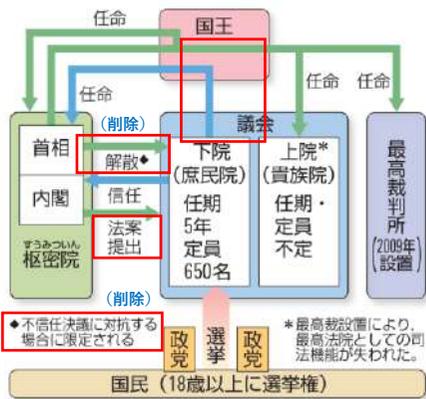
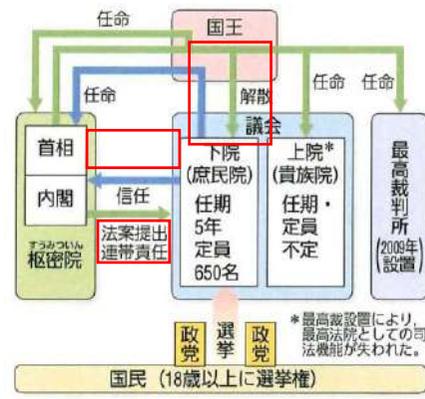


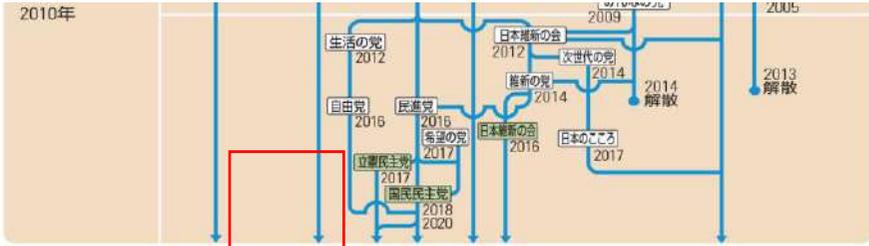
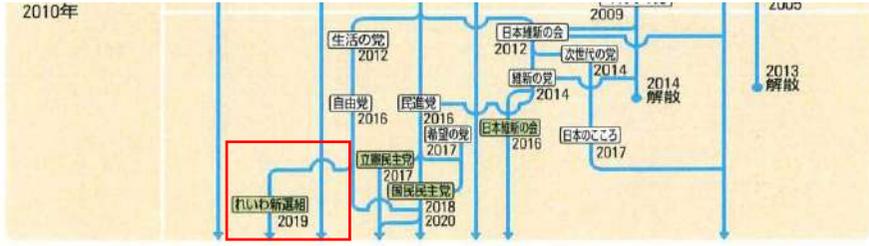
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	15	上段 図 2	 <p>◆不信任決議に対抗する 場合に限定される</p> <p>国民（18歳以上に選挙権）</p> <p>2 イギリスの議院内閣制 下院の多数党の 党首が国王によって首相に任命される。</p>	 <p>国民（18歳以上に選挙権）</p> <p>2 イギリスの議院内閣制 下院の多数党の 党首が国王によって首相に任命される。</p>
2	16	上段 右写真	 <p>▲就任式では連邦最高裁判所長官の 前で就任宣誓<small>（ヒンツェイ）</small>をおこなう</p>	 <p>▲就任式では連邦最高裁判所長官の 前で就任宣誓<small>（ヒンツェイ）</small>をおこなう</p>
3	17	図 7 解説	<p>7 中国の政治制度 国家主席は中国の元首 で、<u>任期の制限なし(2018年の憲法改正前 は任期5年, 3選禁止)</u>。</p>	<p>7 中国の政治制度 国家主席は中国の元首 で、<u>任期5年(連続多選の制限なし)</u>。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
4	43	上段 図 3	<p>3 刑事手続きの流れと人権保障</p>	<p>3 刑事手続きの流れと人権保障</p>
5	51	12	<p>また、同時に採 択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」は、人権 委員会が、B規約にある権利を侵害されたとする個人の通報を受理し審議 human rights committee することを定めている。</p>	<p>また、同時に採 択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」は、<u>規約</u> 人権委員会が、B規約にある権利を侵害されたとする個人の通報を受理し human rights committee 審議することを定めている。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	54	上段 図 2	<p>2 国会の構成 第200回国会(2019年)における体制。各議院の資料による。</p>	<p>2 国会の構成 第210回国会(2022年)における体制。各議院の資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
7	58	上段 図 2	<p>責任者は国務大臣 会計検査院</p> <p>内閣官房 内閣法制局 国家安全保障会議 内閣 総理大臣 国務大臣 人事院</p> <p>総務省 検察庁 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 デジタル庁 復興庁 内閣府</p> <p>公安調査委員会 出入国在留管理庁 公安審査委員会 国税庁 文化庁 スポーツ庁 中央労働委員会 林野庁 水産庁 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁 観光庁 気象庁 海上保安庁 運輸安全委員会 原子力規制委員会 防衛装備庁 保護委員会 個人情報保護委員会 消費者庁 公正取引委員会 宮内庁 金融庁 国家公安委員会</p> <p>2 日本の行政機構 2021年10月現在。内閣府は各省庁より一段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>	<p>責任者は国務大臣 *2023年4月に設置予定 会計検査院</p> <p>内閣官房 内閣法制局 国家安全保障会議 内閣 総理大臣 国務大臣 人事院</p> <p>総務省 検察庁 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 デジタル庁 復興庁 内閣府</p> <p>公安調査委員会 出入国在留管理庁 公安審査委員会 国税庁 文化庁 スポーツ庁 中央労働委員会 林野庁 水産庁 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁 観光庁 気象庁 海上保安庁 運輸安全委員会 原子力規制委員会 防衛装備庁 保護委員会 カシノ管理委員会 ごとも家庭庁 個人情報保護委員会 消費者庁 公正取引委員会 宮内庁 金融庁 国家公安委員会</p> <p>2 日本の行政機構 2022年10月現在。内閣府は各省庁より一段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文												
	ページ	行														
8	65	上段 図 3	<table border="1"> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)</td> <td>2016年の民法改正で同条項を改正</td> </tr> </table> <p>③ 最高裁のおもな違憲判決・決定 このほかに1962年旧関税法違反事件で、第三者の所有物を</p>	再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)	2016年の民法改正で同条項を改正	<table border="1"> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)</td> <td>2016年の民法改正で同条項を改正</td> </tr> <tr> <td>孔子廟訴訟 (2021.2.24)</td> <td>孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)</td> <td>孔子廟設置者は公園使用料を支払うことになった</td> </tr> <tr> <td>国民審査在外投票規定 違憲判決(2022.5.25)</td> <td>裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)</td> <td>2022年に国民審査法の改正が閣議決定された</td> </tr> </table> <p>③ 最高裁のおもな違憲判決・決定 このほかに1962年旧関税法違反事件で、第三者の所有物を</p>	再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)	2016年の民法改正で同条項を改正	孔子廟訴訟 (2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟設置者は公園使用料を支払うことになった	国民審査在外投票規定 違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された
再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)	2016年の民法改正で同条項を改正														
再婚禁止期間規定違憲判決 (2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である。(14条①、24条②)	2016年の民法改正で同条項を改正														
孔子廟訴訟 (2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟設置者は公園使用料を支払うことになった														
国民審査在外投票規定 違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された														
9	66	9-13	<p style="text-align: right;">18歳</p> <p>以上の一般市民(有権者)のなかから事件ごとにくじで選任された裁判員が、裁判官といっしょに、事実認定、有罪・無罪の決定と量刑<small>(削除)</small>をおこなう。そのほか、検察官の不起訴処分<small>きそ</small>の当否を一般市民が審査する検察審査会<small>きそ</small>の制度も設けられている。</p>	<p style="text-align: right;">18歳</p> <p>以上の一般市民(有権者)のなかから事件ごとに選任された裁判員が、裁判官とともに、事実認定、有罪・無罪の決定と量刑をおこなう。そのほか、検察官の不起訴処分<small>きそ</small>の当否を一般市民が審査する検察審査会<small>きそ</small>の制度もある。</p>												

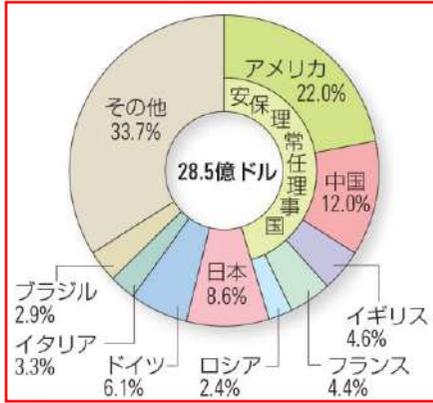
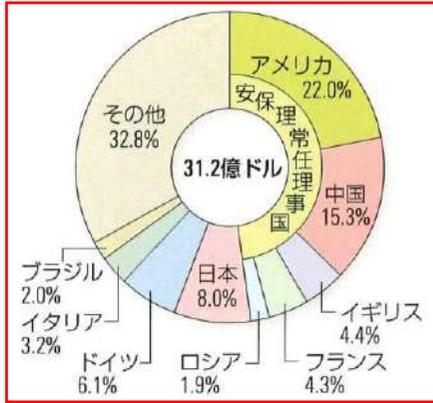
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
10	75	図 1	 <p>■ 戦後のおもな政党の系譜 <u>2020</u>年10月現在。</p>	 <p>■ 戦後のおもな政党の系譜 <u>2022</u>年10月現在。</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
11	79	図 2	<p>●衆議院議員選挙の場合</p> <p>小選挙区289 比例代表176 (全国11ブロック)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ 政党のなかからひとつ選ぶ</p> <p>最多得票者が当選 各政党があらかじめブロックごとに順位を決めて提出した名簿(拘束名簿)の順に当選(得票数で比例配分)</p> <p>落選した重複立候補者*</p> <p>当選者合計465</p> <p>*小選挙区と比例代表の両方に立候補している者</p> <p>●参議院議員選挙の場合</p> <p>選挙区74 (定数2以上の区あり) 比例代表50 (全国1区)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ 候補者名か政党名で選ぶ</p> <p>定数に応じて得票の多い者が当選 各政党は優先的に選出される拘束名簿(特定枠)と順位のない名簿(非拘束名簿)を提出し、各政党内で個人得票が多い順に当選(候補者名も政党の得票として比例配分)</p> <p>当選者合計124**</p> <p>**3年ごとに半数改選なので、全体の定数は248</p> <p>2 日本の国政選挙制度のしくみ</p>	<p>●衆議院議員選挙の場合</p> <p>小選挙区289 比例代表176 (全国11ブロック)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ 政党のなかからひとつ選ぶ</p> <p>最多得票者が当選 各政党があらかじめブロックごとに順位を決めて提出した名簿(拘束名簿)の順に当選(得票数で比例配分)</p> <p>落選した重複立候補者*</p> <p>当選者合計465</p> <p>*小選挙区と比例代表の両方に立候補している者</p> <p>●参議院議員選挙の場合</p> <p>選挙区74 (定数2以上の区あり) 比例代表50 (全国1区)</p> <p>候補者のなかからひとり選ぶ 候補者名か政党名で選ぶ</p> <p>定数に応じて得票の多い者が当選 各政党は優先的に選出される拘束名簿(特定枠)と順位のない名簿(非拘束名簿)を提出し、各政党内で個人得票が多い順に当選(候補者名も政党の得票として比例配分)</p> <p>当選者合計124**</p> <p>**3年ごとに半数改選なので、全体の定数は248</p> <p>2 日本の国政選挙制度のしくみ</p>
12	80	図 4	<p>4 「1票の価値」の推移と最高裁判所の判決</p>	<p>4 「1票の価値」の推移と最高裁判所の判決</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
13	80	図 3	<p>*1 点線矢印の流れは、金額の制限がない *2 政党のために資金を援助することを目的とする団体で、政党が指定する *3 政治家個人の政治資金を管理する団体で、政治家自身が代表を務める1団体を指定する ⑤ 政治資金規正法による寄付の制限</p>	<p>*1 点線矢印の流れは、金額の制限がない *2 政党のために資金を援助することを目的とする団体で、政党が指定する *3 政党のために資金を援助することを目的とする団体で、政党が指定する *4 政治家個人の政治資金を管理する団体で、政治家自身が代表を務める1団体を指定する ⑤ 政治資金規正法による寄付の制限</p>
14	80	5	<p>小選挙区比 例代表並立制が導入されてからは、定数不均^{きんこう}衡はある程度是正^{ぜせい}されたが、 なお格差は残っており、さらなる改善が検討されている。</p>	<p>小選挙区比 例代表並立制が導入されてからは、定数不均^{きんこう}衡はある程度是正^{ぜせい}されたが、 なお格差は残っており、さらなる改善が検討^{けんさう}されている^①。</p> <p>① 次回の衆議院議員選挙より、都道府県の人口比率がより強く反映される議席配分法（アダムズ方式）が導入される。</p>
15	80	脚注	<p>① 2013年の公職選挙法改正でインターネットを使った選挙運動が解禁され、選挙期間中の政党・候補者・有権者による情報発信が一部可能となった。 ② 連座制…選挙運動の総括^{しゅうかく}主宰者、出納責任者などが買収^{かいしゅう}などの選挙犯罪で刑に処せられたとき、当選が無効となるほかその候補者は、その選挙区で5年間は立候補できない。 ③ 公金からの政党助成には、政党の自立性や政党支持の自由もそこなう（納めた税金が支持しない政党に交付されてしまうなど）との批判もある。 ④ 期日前投票…投票は選挙期日に投票所でおこなうのが原則だが、選挙期日前にも同じように投票することができる制度。投票期間は公示日（告示日）の翌日から選挙期日の前日まで。</p>	<p>② 2013年の公職選挙法改正でインターネットを使った選挙運動が解禁され、選挙期間中の政党・候補者・有権者による情報発信が一部可能となった。 ③ 連座制…選挙運動の総括^{しゅうかく}主宰者、出納責任者などが買収^{かいしゅう}などの選挙犯罪で刑に処せられたとき、当選が無効となるほかその候補者は、その選挙区で5年間は立候補できない。 ④ 公金からの政党助成には、政党の自立性や政党支持の自由もそこなう（納めた税金が支持しない政党に交付されてしまうなど）との批判もある。 ⑤ 期日前投票…投票は選挙期日に投票所でおこなうのが原則だが、選挙期日前にも同じように投票することができる制度。投票期間は公示日（告示日）の翌日から選挙期日の前日まで。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
15 (続き)			<p>2 選挙運動のルール——日本の選挙制度では、戸別訪問^①、事前運動などが禁止され、文書配布も強く制限されている。一方で、買収・供応などの不正な選挙活動や、企業や団体の政治献金に対する規制が甘く、金権選挙が横行しがちであった。1994年の法改正^②などで選挙違反に対する連座制^③の強化や企業・団体献金の規制が強められ、かわりに政党助成^④が導入されたが、なお政治資金規正のしくみには抜け穴が多く残っている。</p> <p>3 参政権の範囲——日本でも男女普通選挙制は実現されたが、外国ではさらに参政権の範囲をひろげ、定住外国人に地方参政権を認める例が多くなっている。日本でも公職選挙法が改正され、国政選挙において在外邦人の投票が可能となり、さらに18歳以上の男女に選挙権が認められた。</p>	<p>2 選挙運動のルール——日本の選挙制度では、戸別訪問^①、事前運動などが禁止され、文書配布も強く制限されている。一方で、買収・供応などの不正な選挙活動や、企業や団体の政治献金に対する規制が甘く、金権選挙が横行しがちであった。1994年の法改正^②などで選挙違反に対する連座制^③の強化や企業・団体献金の規制が強められ、かわりに政党助成^④が導入されたが、なお政治資金規正のしくみには抜け穴が多く残っている。</p> <p>3 参政権の範囲——日本でも男女普通選挙制は実現されたが、外国ではさらに参政権の範囲をひろげ、定住外国人に地方参政権を認める例が多くなっている。日本でも公職選挙法が改正され、国政選挙において在外邦人の投票が可能となり、さらに18歳以上の男女に選挙権が認められた。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
16	82	図 1	<p>1945年 55 65 75 85 95 2005 15 21</p> <p>1 国政選挙における投票率の推移 参議院</p>	<p>1945年 55 65 75 85 95 2005 15 22</p> <p>1 国政選挙における投票率の推移 参議院</p>
17	91	図 3	<p>★印は日本政府が要員を派遣したもの</p> <p>3 世界で活動中のPKO 2018年10月末現在。外務省資料による。 (削除)</p>	<p>★印は日本政府が要員を派遣したもの</p> <p>3 世界で活動中のPKO 2022年10月末現在。外務省資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
18	92	図 5	 <p>5 主要国の国連分担金比率 2019～2021年の負担割合。国際連合資料による。</p>	 <p>5 主要国の国連分担金比率 2022～2024年の負担割合。国際連合資料による。</p>
19	98	22-30	<p>3 大国の新たな動向——東アジアでは、中国が急速に経済力をつけ、海洋進出に積極姿勢を示すなど、大国としての存在感をましつつあり、アメリカや日本などの警戒を呼んでいる。また、朝鮮半島では冷戦構造が維持され、北朝鮮による核兵器開発などが緊張感を高めていたが、2018年に初の米朝首脳会談がおこなわれ、対話による緊張緩和への道が開かれた。他方、ヨーロッパでは、2014年のロシアによるクリミア併合やウクライナ内戦への介入などをめぐってNATO諸国とロシアとの対立が深まっている。</p>	<p>3 大国の新たな動向——東アジアでは、中国が急速に経済力をつけ、海洋進出に積極姿勢を示すなど、大国としての存在感をましつつあり、アメリカや日本などの警戒を呼んでいる。アメリカは、単独行動主義や自国第一主義にしばしば傾斜したが、ロシアでも大国的地位の回復をめざすプーチン政権のもと、クリミア併合(2014年)やウクライナへの介入をおこない、NATO諸国とロシアとの対立が深まった。さらに2022年のロシアのウクライナ侵攻は、国際社会を大きく揺るがすこととなった。</p>
20	99	図 1 解説	<p>1 ビキニ環礁の水爆実験 近海で操業中だった第五福龍丸が被爆し、乗組員が死亡するなどの被害が出た。</p>	<p>1 ビキニ環礁の水爆実験 近海で操業中だった第五福龍丸が被ばくし、乗組員が死亡するなどの被害が出た。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21	102	3	2015年のNPT再検討会議も最終文書は採択できなかった。	2015年と2022年のNPT再検討会議も最終文書は採択できなかった。
22	105	図 4	<p>4 難民数と国内避難民数の推移と地域別割合 2016年末。UNHCR資料による。</p>	<p>4 難民数と国内避難民数の推移と地域別割合 2021年末。UNHCR資料による。</p>
23	125	図 4	<p>4 持ち株の比率と株主の権利</p>	<p>4 持ち株の比率と株主の権利</p>

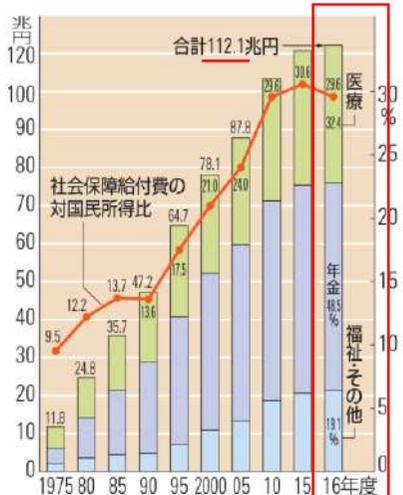
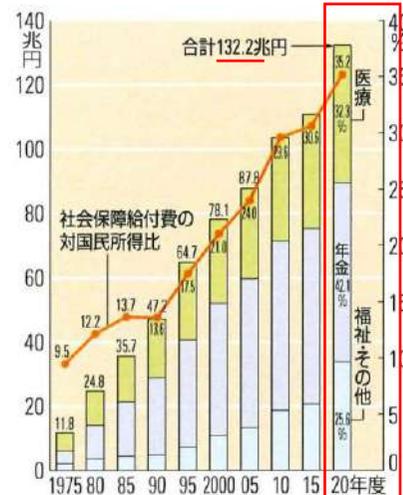
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
24	134	17	<p>日本で流通している現金通貨は、日本銀行が発行する紙幣と財務省が発行する硬貨(補助貨幣)であり、 (削除)</p>	<p>日本で流通している現金通貨は、日本銀行が発行する紙幣と財務省が発行する硬貨(貨幣)であり、</p>
25	135	脚注 ①	<p>①株式市場には、大企業の株式を取り扱う第1部と中堅企業を取り扱う第2部、そして新興企業を対象としたマザーズ、JASDAQなどがある(2022年4月にプライム市場、スタンダード市場、グロース市場へ再編予定)。</p>	<p>①東京証券取引所には、コーポレート・ガバナンス(→p.126)や流通株式時価総額などを基準に、プライム、スタンダード、グロースの3市場が設けられている。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
26	137	図 4	<p>4 各種利率の推移 コールレート、貸出金利は年末。日本銀行資料による。</p>	<p>4 各種利率の推移 コールレート、貸出金利は年末。日本銀行資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																																						
	ページ	行																																																																																																																																																								
27	142	図 2	<p>歳入(2021年度当初予算)総額 106兆6097億円 歳出(2021年度当初予算)総額 106兆6097億円</p> <p>歳入(2021年度当初予算)総額 106兆6097億円</p> <table border="1"> <caption>2021年度歳入内訳</caption> <tr><th>項目</th><th>金額(兆円)</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>公債金</td><td>43.6</td><td>40.9%</td></tr> <tr><td>租税・印紙収入</td><td>57.4</td><td>53.9%</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>20.3</td><td>19.0%</td></tr> <tr><td>所得税</td><td>18.7</td><td>17.5%</td></tr> <tr><td>法人税</td><td>9.0</td><td>8.4%</td></tr> <tr><td>相続税</td><td>2.2</td><td>2.1%</td></tr> <tr><td>揮発油税</td><td>2.1</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>酒税</td><td>1.2</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>たばこ税</td><td>0.9</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>印紙収入</td><td>0.9</td><td>0.8%</td></tr> <tr><td>関税</td><td>0.8</td><td>0.8%</td></tr> <tr><td>その他の税</td><td>1.4</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.6</td><td>5.2%</td></tr> </table> <p>歳出(2021年度当初予算)総額 106兆6097億円</p> <table border="1"> <caption>2021年度歳出内訳</caption> <tr><th>項目</th><th>金額(兆円)</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>社会保障関係費</td><td>36.4</td><td>34.2%</td></tr> <tr><td>国債費</td><td>23.8</td><td>22.3%</td></tr> <tr><td>地方財政費</td><td>16.0</td><td>15.0%</td></tr> <tr><td>予備費・その他</td><td>5.8</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>国土保全・開発費</td><td>6.2</td><td>5.8%</td></tr> <tr><td>教育文化費</td><td>5.1</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>防衛関係費</td><td>5.3</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>国家機関費</td><td>5.1</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>産業経済費</td><td>2.7</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>恩給費</td><td>0.1</td><td>0.1%</td></tr> </table> <p>2 一般会計の歳入・歳出 4月から翌年3月までが一会計年度である。財務省「財政金融統計月報」第829号による。</p>	項目	金額(兆円)	割合(%)	公債金	43.6	40.9%	租税・印紙収入	57.4	53.9%	消費税	20.3	19.0%	所得税	18.7	17.5%	法人税	9.0	8.4%	相続税	2.2	2.1%	揮発油税	2.1	1.9%	酒税	1.2	1.1%	たばこ税	0.9	0.9%	印紙収入	0.9	0.8%	関税	0.8	0.8%	その他の税	1.4	1.3%	その他	5.6	5.2%	項目	金額(兆円)	割合(%)	社会保障関係費	36.4	34.2%	国債費	23.8	22.3%	地方財政費	16.0	15.0%	予備費・その他	5.8	5.5%	国土保全・開発費	6.2	5.8%	教育文化費	5.1	4.8%	防衛関係費	5.3	5.0%	国家機関費	5.1	4.8%	産業経済費	2.7	2.5%	恩給費	0.1	0.1%	<p>歳入(2022年度当初予算)総額 107兆5964億円 歳出(2022年度当初予算)総額 107兆5964億円</p> <p>歳入(2022年度当初予算)総額 107兆5964億円</p> <table border="1"> <caption>2022年度歳入内訳</caption> <tr><th>項目</th><th>金額(兆円)</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>公債金</td><td>36.9</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>租税・印紙収入</td><td>65.2</td><td>60.6%</td></tr> <tr><td>消費税</td><td>21.6</td><td>20.0%</td></tr> <tr><td>所得税</td><td>20.4</td><td>18.9%</td></tr> <tr><td>法人税</td><td>13.3</td><td>12.4%</td></tr> <tr><td>相続税</td><td>2.6</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>揮発油税</td><td>2.1</td><td>1.9%</td></tr> <tr><td>酒税</td><td>1.1</td><td>1.0%</td></tr> <tr><td>たばこ税</td><td>0.9</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>印紙収入</td><td>0.9</td><td>0.9%</td></tr> <tr><td>関税</td><td>0.8</td><td>0.8%</td></tr> <tr><td>その他の税</td><td>1.5</td><td>1.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>5.4</td><td>5.1%</td></tr> </table> <p>歳出(2022年度当初予算)総額 107兆5964億円</p> <table border="1"> <caption>2022年度歳出内訳</caption> <tr><th>項目</th><th>金額(兆円)</th><th>割合(%)</th></tr> <tr><td>社会保障関係費</td><td>36.9</td><td>34.3%</td></tr> <tr><td>国債費</td><td>24.3</td><td>22.6%</td></tr> <tr><td>地方財政費</td><td>16.0</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>予備費・その他</td><td>5.9</td><td>5.5%</td></tr> <tr><td>国土保全・開発費</td><td>6.2</td><td>5.7%</td></tr> <tr><td>教育文化費</td><td>5.1</td><td>4.8%</td></tr> <tr><td>防衛関係費</td><td>5.4</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>国家機関費</td><td>5.1</td><td>4.7%</td></tr> <tr><td>産業経済費</td><td>2.6</td><td>2.5%</td></tr> <tr><td>恩給費</td><td>0.1</td><td>0.1%</td></tr> </table> <p>2 一般会計の歳入・歳出 4月から翌年3月までが一会計年度である。財務省「財政統計(予算・決算等データ)」による。</p>	項目	金額(兆円)	割合(%)	公債金	36.9	34.3%	租税・印紙収入	65.2	60.6%	消費税	21.6	20.0%	所得税	20.4	18.9%	法人税	13.3	12.4%	相続税	2.6	2.4%	揮発油税	2.1	1.9%	酒税	1.1	1.0%	たばこ税	0.9	0.9%	印紙収入	0.9	0.9%	関税	0.8	0.8%	その他の税	1.5	1.3%	その他	5.4	5.1%	項目	金額(兆円)	割合(%)	社会保障関係費	36.9	34.3%	国債費	24.3	22.6%	地方財政費	16.0	14.8%	予備費・その他	5.9	5.5%	国土保全・開発費	6.2	5.7%	教育文化費	5.1	4.8%	防衛関係費	5.4	5.0%	国家機関費	5.1	4.7%	産業経済費	2.6	2.5%	恩給費	0.1	0.1%
項目	金額(兆円)	割合(%)																																																																																																																																																								
公債金	43.6	40.9%																																																																																																																																																								
租税・印紙収入	57.4	53.9%																																																																																																																																																								
消費税	20.3	19.0%																																																																																																																																																								
所得税	18.7	17.5%																																																																																																																																																								
法人税	9.0	8.4%																																																																																																																																																								
相続税	2.2	2.1%																																																																																																																																																								
揮発油税	2.1	1.9%																																																																																																																																																								
酒税	1.2	1.1%																																																																																																																																																								
たばこ税	0.9	0.9%																																																																																																																																																								
印紙収入	0.9	0.8%																																																																																																																																																								
関税	0.8	0.8%																																																																																																																																																								
その他の税	1.4	1.3%																																																																																																																																																								
その他	5.6	5.2%																																																																																																																																																								
項目	金額(兆円)	割合(%)																																																																																																																																																								
社会保障関係費	36.4	34.2%																																																																																																																																																								
国債費	23.8	22.3%																																																																																																																																																								
地方財政費	16.0	15.0%																																																																																																																																																								
予備費・その他	5.8	5.5%																																																																																																																																																								
国土保全・開発費	6.2	5.8%																																																																																																																																																								
教育文化費	5.1	4.8%																																																																																																																																																								
防衛関係費	5.3	5.0%																																																																																																																																																								
国家機関費	5.1	4.8%																																																																																																																																																								
産業経済費	2.7	2.5%																																																																																																																																																								
恩給費	0.1	0.1%																																																																																																																																																								
項目	金額(兆円)	割合(%)																																																																																																																																																								
公債金	36.9	34.3%																																																																																																																																																								
租税・印紙収入	65.2	60.6%																																																																																																																																																								
消費税	21.6	20.0%																																																																																																																																																								
所得税	20.4	18.9%																																																																																																																																																								
法人税	13.3	12.4%																																																																																																																																																								
相続税	2.6	2.4%																																																																																																																																																								
揮発油税	2.1	1.9%																																																																																																																																																								
酒税	1.1	1.0%																																																																																																																																																								
たばこ税	0.9	0.9%																																																																																																																																																								
印紙収入	0.9	0.9%																																																																																																																																																								
関税	0.8	0.8%																																																																																																																																																								
その他の税	1.5	1.3%																																																																																																																																																								
その他	5.4	5.1%																																																																																																																																																								
項目	金額(兆円)	割合(%)																																																																																																																																																								
社会保障関係費	36.9	34.3%																																																																																																																																																								
国債費	24.3	22.6%																																																																																																																																																								
地方財政費	16.0	14.8%																																																																																																																																																								
予備費・その他	5.9	5.5%																																																																																																																																																								
国土保全・開発費	6.2	5.7%																																																																																																																																																								
教育文化費	5.1	4.8%																																																																																																																																																								
防衛関係費	5.4	5.0%																																																																																																																																																								
国家機関費	5.1	4.7%																																																																																																																																																								
産業経済費	2.6	2.5%																																																																																																																																																								
恩給費	0.1	0.1%																																																																																																																																																								

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
28	144	図 5	<p>5 財政の歩み 財務省資料による。</p>	<p>5 財政の歩み 財務省資料による。</p>
29	144	8-9	<p>できなくなる(財政の硬直化)。政府長期債務残高^②は2021年度で約990兆円と対GDP比で177%程度となる。</p>	<p>できなくなる(財政の硬直化)。政府長期債務残高^②は2022年度で約1027兆円と対GDP比で182%程度となる。</p>
30	144	脚注 ②	<p>②政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせた国・地方の長期債務残高は約1212兆円と対GDP比で217%程度となる(2021年度)。</p>	<p>②政府長期債務残高…返済期間が1年をこえる国の債務の総計。これに地方の借入金等をあわせた国・地方の長期債務残高は約1244兆円と対GDP比で220%程度となる(2022年度)。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
31	145	下図	<p> *2019年度以前は決算額 2020年度は補正後予算額 2021年度は予算額 </p> <p> 〇主要税目の税収の推移 財務省資料による。 </p>	<p> *2021年度以前は決算額 2022年度は予算額 </p> <p> 〇主要税目の税収の推移 財務省資料による。 </p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
32	158	13	食糧管理制度にかわって1995年に制定された食糧法のもとでは、米の価格と流通に関しては原則的に自由化され、市場原理にゆだねられることになった。	食糧管理制度にかわって1994年に制定された食糧法のもとでは、米の価格と流通に関しては原則的に自由化され、市場原理にゆだねられることになった。
33	183	図 6	 <p>兆円 120 100 90 80 70 60 50 40 30 20 10 0</p> <p>合計112.1兆円</p> <p>医療 年金 福祉その他</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 16年度</p> <p>9.5 12.2 13.7 47.2 64.7 78.1 87.8 95.6 101.1 97.4</p> <p>11.8 24.8 35.7 47.2 64.7 78.1 87.8 95.6 101.1 97.4</p> <p>6 社会保障給付費の推移 「社会保障統計年報」による。</p>	 <p>兆円 140 120 100 80 60 40 20 0</p> <p>合計132.2兆円</p> <p>医療 年金 福祉その他</p> <p>1975 80 85 90 95 2000 05 10 15 20年度</p> <p>9.5 12.2 13.7 47.2 64.7 78.1 87.8 95.6 101.1 132.2</p> <p>11.8 24.8 35.7 47.2 64.7 78.1 87.8 95.6 101.1 132.2</p> <p>6 社会保障給付費の推移 「社会保障統計年報」による。</p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行

34 193 図1



1 円相場の推移 日本銀行資料による。

訂正文



1 円相場の推移 日本銀行資料による。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
35	204	下段 図	 <p>○日本のおもなFTA/EPA等の交渉 <u>2021</u>年現在。</p>	 <p>○日本のおもなFTA/EPA等の交渉 <u>2022</u>年現在。</p>
36	209	5-6	<p>1日<u>1.9</u>ドル未満の収入で暮らす絶対的貧困層は、世界に約<u>8</u>億人(<u>2013</u>年)といわれる。</p>	<p>1日<u>2.15</u>ドル未満の収入で暮らす絶対的貧困層は、世界に約<u>6.5</u>億人(<u>2019</u>年)といわれる。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																								
	ページ	行																																																																																																																										
37	後見返	上段 左	<p>世界のむすびつき 2021年10月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ラテンアメリカ経済機構</th> <th>SELA ●26か国</th> <th>●35か国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グアテマラ</td> <td>ジャマイカ</td> <td>ラテンアメリカ 統合連合</td> <td>アメリカ合衆国</td> </tr> <tr> <td>ホンジュラス</td> <td>スリナム</td> <td>ALADI</td> <td>カナダ</td> </tr> <tr> <td>ニカラグア</td> <td>ガイアナ</td> <td>●13か国</td> <td>セントルシア</td> </tr> <tr> <td>ハイチ</td> <td>ベリーズ</td> <td>コロンビア</td> <td>アンチグア・ バーブーダ</td> </tr> <tr> <td>ドミニカ共和国</td> <td>バハマ</td> <td>メキシコ</td> <td>セントビンセント およびグレナ ディーン諸島</td> </tr> <tr> <td>バルバドス</td> <td></td> <td>パラグアイ</td> <td>ドミニカ国</td> </tr> <tr> <td>トリニダード・トバゴ</td> <td></td> <td>エクアドル</td> <td>セントクリスト ファー・ネイビス</td> </tr> <tr> <td>エルサルバドル</td> <td></td> <td>ブラジル</td> <td>グレナダ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ウルグアイ</td> <td>コスタリカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>チリ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ボリビア</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ペネズエラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>キューバ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>パナマ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ラテンアメリカ経済機構		SELA ●26か国	●35か国	グアテマラ	ジャマイカ	ラテンアメリカ 統合連合	アメリカ合衆国	ホンジュラス	スリナム	ALADI	カナダ	ニカラグア	ガイアナ	●13か国	セントルシア	ハイチ	ベリーズ	コロンビア	アンチグア・ バーブーダ	ドミニカ共和国	バハマ	メキシコ	セントビンセント およびグレナ ディーン諸島	バルバドス		パラグアイ	ドミニカ国	トリニダード・トバゴ		エクアドル	セントクリスト ファー・ネイビス	エルサルバドル		ブラジル	グレナダ			ウルグアイ	コスタリカ			チリ				ボリビア				ペネズエラ				キューバ				パナマ		<p>世界のむすびつき 2022年10月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ラテンアメリカ経済機構</th> <th>SELA ●25か国</th> <th>●35か国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グアテマラ</td> <td>スリナム</td> <td>ラテンアメリカ 統合連合</td> <td>アメリカ合衆国</td> </tr> <tr> <td>ホンジュラス</td> <td>ガイアナ</td> <td>ALADI</td> <td>カナダ</td> </tr> <tr> <td>ニカラグア</td> <td>ベリーズ</td> <td>●13か国</td> <td>セントルシア</td> </tr> <tr> <td>ハイチ</td> <td>バハマ</td> <td>コロンビア</td> <td>アンチグア・ バーブーダ</td> </tr> <tr> <td>ドミニカ共和国</td> <td></td> <td>メキシコ</td> <td>セントビンセント およびグレナ ディーン諸島</td> </tr> <tr> <td>バルバドス</td> <td></td> <td>パラグアイ</td> <td>ドミニカ国</td> </tr> <tr> <td>トリニダード・トバゴ</td> <td></td> <td>エクアドル</td> <td>セントクリスト ファー・ネイビス</td> </tr> <tr> <td>エルサルバドル</td> <td></td> <td>ブラジル</td> <td>グレナダ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ウルグアイ</td> <td>コスタリカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>チリ</td> <td>ジャマイカ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ボリビア</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ペネズエラ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>キューバ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>パナマ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ラテンアメリカ経済機構		SELA ●25か国	●35か国	グアテマラ	スリナム	ラテンアメリカ 統合連合	アメリカ合衆国	ホンジュラス	ガイアナ	ALADI	カナダ	ニカラグア	ベリーズ	●13か国	セントルシア	ハイチ	バハマ	コロンビア	アンチグア・ バーブーダ	ドミニカ共和国		メキシコ	セントビンセント およびグレナ ディーン諸島	バルバドス		パラグアイ	ドミニカ国	トリニダード・トバゴ		エクアドル	セントクリスト ファー・ネイビス	エルサルバドル		ブラジル	グレナダ			ウルグアイ	コスタリカ			チリ	ジャマイカ			ボリビア				ペネズエラ				キューバ				パナマ	
ラテンアメリカ経済機構		SELA ●26か国	●35か国																																																																																																																									
グアテマラ	ジャマイカ	ラテンアメリカ 統合連合	アメリカ合衆国																																																																																																																									
ホンジュラス	スリナム	ALADI	カナダ																																																																																																																									
ニカラグア	ガイアナ	●13か国	セントルシア																																																																																																																									
ハイチ	ベリーズ	コロンビア	アンチグア・ バーブーダ																																																																																																																									
ドミニカ共和国	バハマ	メキシコ	セントビンセント およびグレナ ディーン諸島																																																																																																																									
バルバドス		パラグアイ	ドミニカ国																																																																																																																									
トリニダード・トバゴ		エクアドル	セントクリスト ファー・ネイビス																																																																																																																									
エルサルバドル		ブラジル	グレナダ																																																																																																																									
		ウルグアイ	コスタリカ																																																																																																																									
		チリ																																																																																																																										
		ボリビア																																																																																																																										
		ペネズエラ																																																																																																																										
		キューバ																																																																																																																										
		パナマ																																																																																																																										
ラテンアメリカ経済機構		SELA ●25か国	●35か国																																																																																																																									
グアテマラ	スリナム	ラテンアメリカ 統合連合	アメリカ合衆国																																																																																																																									
ホンジュラス	ガイアナ	ALADI	カナダ																																																																																																																									
ニカラグア	ベリーズ	●13か国	セントルシア																																																																																																																									
ハイチ	バハマ	コロンビア	アンチグア・ バーブーダ																																																																																																																									
ドミニカ共和国		メキシコ	セントビンセント およびグレナ ディーン諸島																																																																																																																									
バルバドス		パラグアイ	ドミニカ国																																																																																																																									
トリニダード・トバゴ		エクアドル	セントクリスト ファー・ネイビス																																																																																																																									
エルサルバドル		ブラジル	グレナダ																																																																																																																									
		ウルグアイ	コスタリカ																																																																																																																									
		チリ	ジャマイカ																																																																																																																									
		ボリビア																																																																																																																										
		ペネズエラ																																																																																																																										
		キューバ																																																																																																																										
		パナマ																																																																																																																										